

広報いばせき

平成24年度第1号

平成 24 年 4 月 16 日発行

《石油組合のホームページを開設》

この度、組合のホームページを開設致しました。下記ホームページアドレスよりご覧いただけます。

石油組合ホームページアドレス <http://www.ibaseki.or.jp/>

《被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業の本申請はお早めに！》

消防法の改正に伴い、平成 25 年 1 月 31 日までに危険物漏えい未然防止対策等が義務付けられている地下タンクに対し行う「内面ライニング施工工事」「電気防食システム設置工事」「精密油面計設置工事」の補助金交付申請は、平成 24 年 12 月 28 日までとなっておりますが、今年後半に申請が集中することが予想されますのでお早目の申請をお願い致します。

- ① 申請対象者：事前申請受理証明書を交付された方
- ② 申請受付期間：平成 24 年 3 月 5 日～平成 24 年 12 月 28 日（石油協会必着）
- ③ 工事終了期限：平成 25 年 1 月 31 日（この日までに工事を終了しないと補助金は受けられません）

《リース助成事業について》

この事業は、「石油製品販売業経営効率化促進事業（下記参照）を行う揮発油販売業者が、省エネ効果のある計量機、洗車機、LED等の照明設備をリースで導入した場合に、リース料の一部を助成する制度」です。対象者は、下記のとおりです。

石油製品販売業経営効率化促進事業とは

揮発油販売業者が経営基盤強化を図ることを目的に、以下のいずれかを実施すること。

- ① 事業継続：
 - (1) 給油所の運営について、品質確保法に基づく「承継」（個人事業者の場合は相続、法人の場合の吸収合併等）を行い揮発油販売業を継続すること。
（具体例）
 - ア) 相続：A店主が息子のBへ事業相続する場合
 - イ) 揮発油販売業者が合併する場合
 - (2) 他の揮発油販売業者が運営する給油所を譲り受けるため、品質確保法に基づく「承継」又は「変更登録」を行い、その給油所の営業を継続すること。
（具体例）
 - ア) Aが10SS全てをBに譲渡する場合。（品質確保法の「承継」。この場合Bが助成対象者）
 - イ) Aが運営する一部SSをBへ譲渡する場合。（品質確保法の「変更登録」。Bが助成対象者）
 - (3) 他の揮発油販売業者に運営する給油所の一部を譲渡するため、品質確保法に基づく「変更登録」を行い、その他の給油所の営業を継続すること。（上記（2）イ）の逆で、Aが助成対象者）
 - (4) 石油製品の供給不安地域（高萩市・大子町）に存する給油所を運営する揮発油販売業者が、品質確保法に基づく「変更登録」（法人の場合の代表者変更等）を行い、その給油所の営業を継続すること。
- ② 集約化：

2以上の給油所を運営する揮発油販売業者が、既存の給油所を廃止し、給油所数を純減すること。（ただし、廃止する給油所とリース助成対象設備を設置する給油所は、原則同一都道府県内にあることが条件）

申請期間：平成 24 年 3 月 21 日～4 月 20 日（石油協会必着）

※詳細につきましては、（社）全国石油協会のホームページをご覧ください。